

返戻金制度に関する事項

株式会社choice aid | 有料職業紹介事業許可番号：27-ユ-305221

当社の紹介により入社した求職者が、本人の自己都合または本人の責めに帰すべき事由により早期に退職した場合、受領した紹介手数料について、在籍期間に応じて以下の割合を求人者へ返戻します。

返戻金の割合

入社日から退職日までの期間	返戻割合
30日以内	80%
31日以上90日以内	50%
91日以上180日以内	20%
181日以降	返戻なし

返戻の対象外となる主な場合

- 求人者の都合による解雇、雇止め、退職勧奨等により退職した場合
- 採用時に明示された労働条件と実際の労働条件の相違、ハラスメント、賃金不払い等、求人者の責めに帰すべき事由により退職した場合
- 本人の死亡、重大な傷病、天災その他の不可抗力により雇用継続が困難となった場合

算定方法：当社が受領した紹介手数料を基礎として、上記割合により返戻額を算定します。

個別契約：求人者との職業紹介契約等に別段の定めがある場合は、当該契約の定めを優先します。

通知：対象となる退職が発生した場合は、求人者から当社へ速やかにご連絡ください。

事業所名称：株式会社choice aid

所在地：大阪府大阪市中央区南船場2丁目10番27号 EQUUS心斎橋701

制定・掲載日：2026年9月8日